

読谷村災害廃棄物処理計画

<概 要 版>

令和3年3月

➡ 背景及び目的

平成 23 年に発生した東日本大震災では、被災地域全体の廃棄物処理の完了までに、およそ 3 年の歳月を要するなど、生活基盤の再建に多大な影響がありました。本村においても、沖縄県地震被害想定調査の結果から、大規模な災害が発生した場合、大量の廃棄物が発生する恐れがあることから、災害発生時の廃棄物処理を迅速かつ適切に実施するため、災害廃棄物処理計画を策定することとしました。

➡ 処理主体

災害廃棄物の処理主体は基本的に市町村です。ただし、甚大な被害を受け市町村が災害廃棄物処理を行うことが困難な場合に、「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14（事務の委託）」に基づき、災害廃棄物処理に関する事務の一部を委託した場合は、県が処理の主体となります。

➡ 対象とする災害廃棄物

本計画において対象とする災害廃棄物は、「地震や風水害により発生する廃棄物並びに被災後の避難生活等により発生する廃棄物」です。

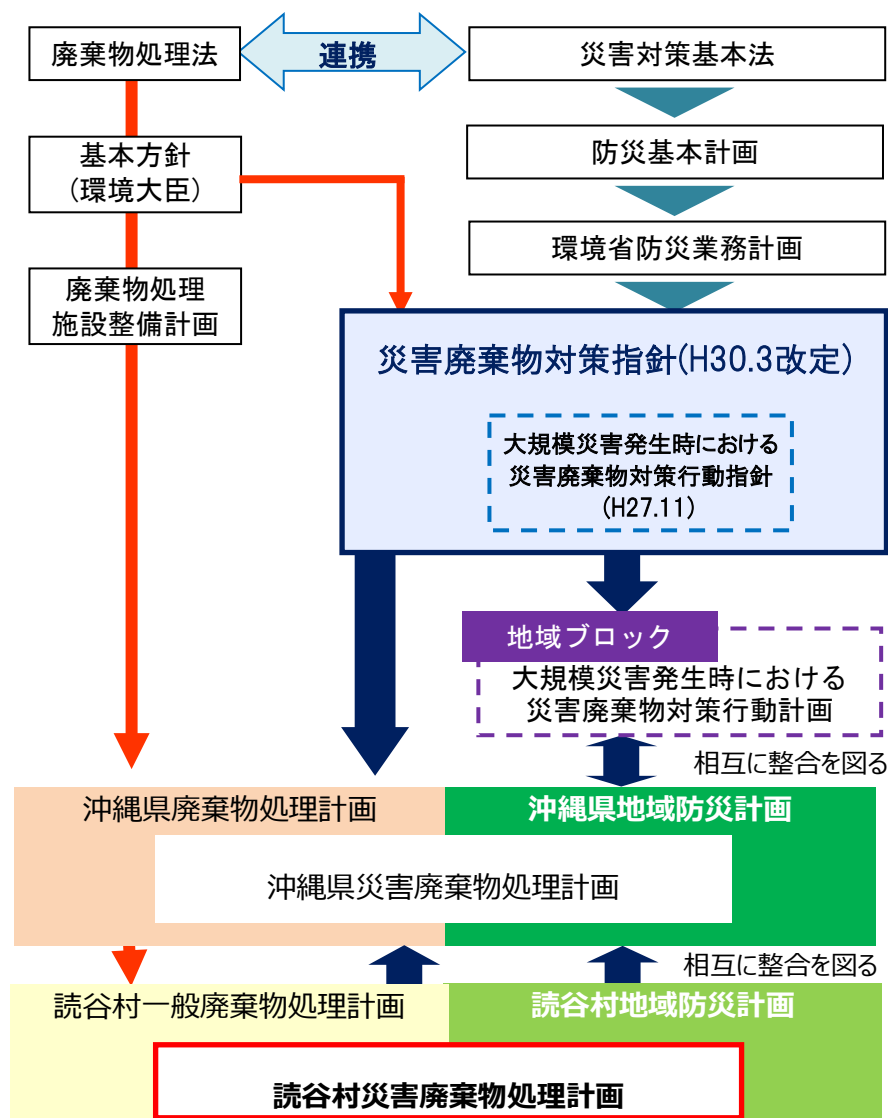
▼災害廃棄物の種類

発生源	種類
地震や津波等の災害	木くず、コンクリートがら、金属くず、可燃物、不燃物、津波堆積物、廃自動車等、処理困難廃棄物
被災者や避難者の生活	生活ごみ、避難所ごみ、し尿

出典：環境省災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月）p.1-9～1-10 を編集

➡ 本計画の位置づけ

本計画は、環境省の定める災害廃棄物対策指針、読谷村地域防災計画、既存計画等と整合を図り策定します。



▲本計画の位置づけ

➡ 対象とする災害および災害廃棄物

本計画では、地震災害及び水害、その他自然災害を対象とします。

▼想定する災害（地震）

項 目	内 容			
想 定 地 震	沖縄本島南西沖地震 (L1)	沖縄本島北方沖地震 (L1)	沖縄本島南東沖地震 3 連動 (L2)	八重山諸島南方沖地震 3 連動 (L2)
予 想 規 模	マグニチュード 7.8	マグニチュード 7.8	マグニチュード 9.0	マグニチュード 9.0
避 難 者 数	441人	43人	1,070人	25人

※L1：切迫性の高い地震、L2：最大クラスの地震

▼想定する災害（水害）

項 目	内 容
想 定 水 害	比謝川の氾濫（洪水）
床 上 浸 水	1世帯
床 下 浸 水	0世帯

➡ 災害廃棄物の基本方針・処理の流れ

● 対策方針

災害廃棄物処理を円滑に実施し、災害からの復旧・復興をいち早く行うため、県、市町村が、民間事業者、他都道府県、国、ボランティア団体や地域住民の協力を得ながら、一体となって処理にあたります。

● 処理期間

災害発生から3年以内の処理完了を基本とし、被災地域の災害廃棄物の発生状況や処理先の確保状況等を踏まえて適切な処理期間を設定します。



▲災害廃棄物処理の大まかな流れ

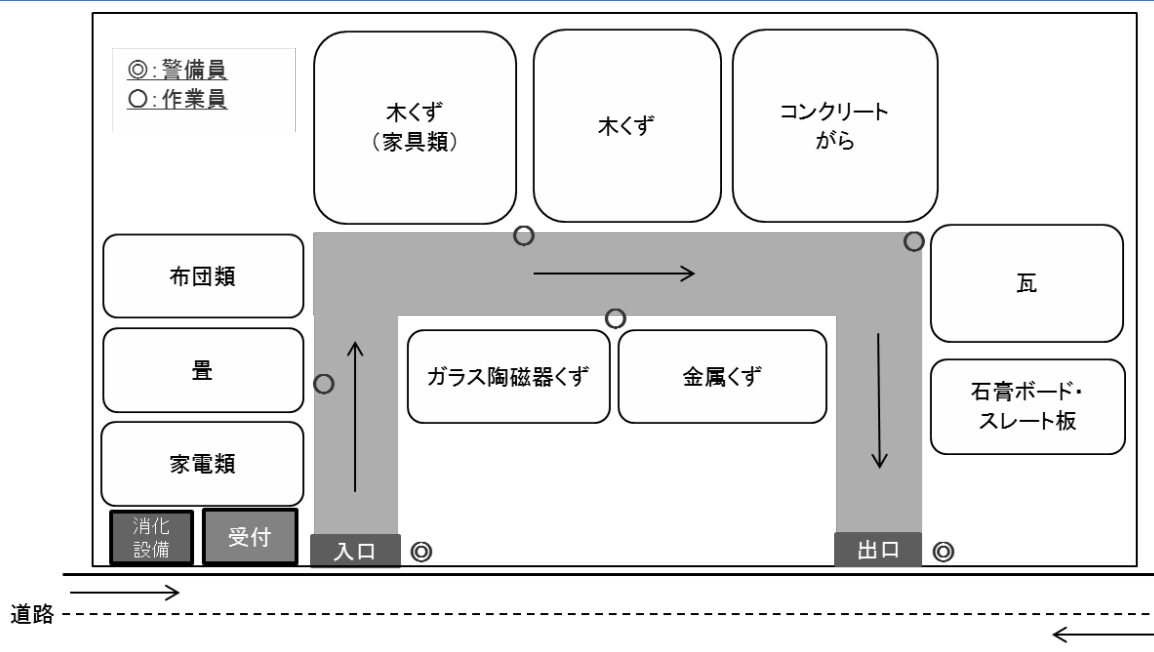
出典：環境省 災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引きについて P5

➡ 仮置場

災害廃棄物により生活環境に支障が生じないようにするために、発災後、速やかに仮置場を設置します。災害廃棄物は膨大な量になることが見込まれることから、直接処理施設への搬入が困難となることが想定されるため、平常時にその候補地を選定します。

▼仮置場を選定するにあたっての留意事項

選定を避けるべき場所	候補地の絞り込み
・学校等の避難場所として指定されている施設及びその周辺は避ける。 ・周辺住民、環境、地域の基幹産業への影響が大きい地域は避ける。 ・土壌汚染の恐れがあるため、農地はできるだけ避ける。 ・浸水想定区域等は避ける。	・重機等を使用するため、できる限り広い面積を確保する。 ・公園、グラウンド、廃棄物処理施設等の公有地。 ・効率的な搬入ルート、必要な道路幅員が確保できる。 ・長期間の使用が可能。 ・道路渋滞や周辺への環境影響を十分考慮する。



▲仮置場の分別配置の例

➡ 災害廃棄物処理実行計画の作成

発災後は、発災前に作成した処理計画を基に、災害廃棄物の発生量と廃棄物処理施設の被害状況を把握した上で、実行計画を作成します。

災害廃棄物を減らそう！安全のためにも、今からできること。

- 日頃から不要なものを捨てましょう。使わない家具や家電はリユースやリサイクルを意識して処分をしましょう。
- 家具をしっかり固定しておきましょう。身の安全を守るだけでなく、災害廃棄物を減らすことにもつながります。

読谷村災害廃棄物処理計画

令和3年3月

読谷村生活環境課

